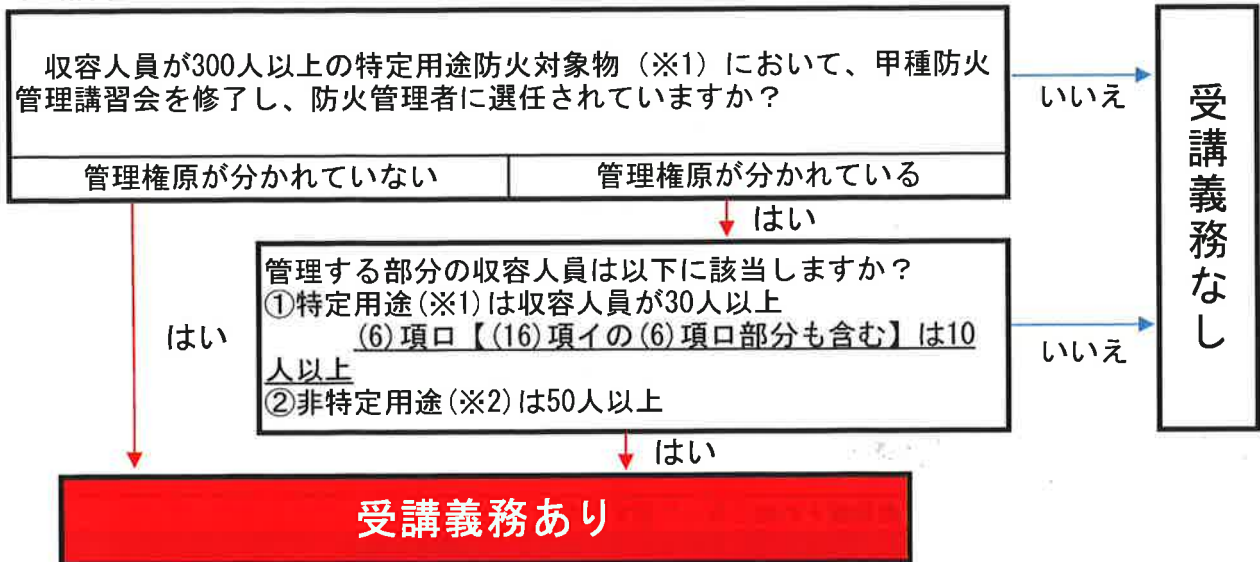


# 甲種防火管理（再）講習について

## 1 甲種防火管理（再）講習とは・・・？

近年における防火対象物の使用、管理形態の複雑化、防災設備等の高度化への順応や消防法令の改正の把握など、防火管理業務を適切に行っていくうえでの知識、技能の更新が常に要求されています。平成15年6月の法令改正により、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の**防火管理者**に対しては、平成18年4月から甲種防火管理（再）講習の受講が義務付けられています。

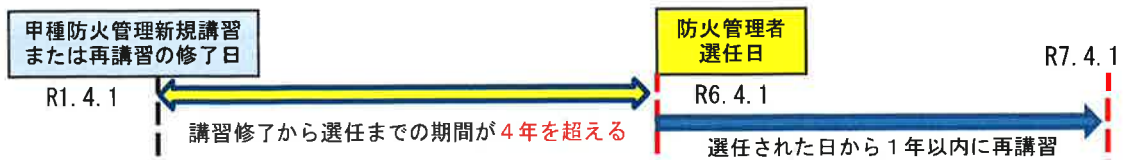
## 2 再講習が必要な防火管理者は・・・？



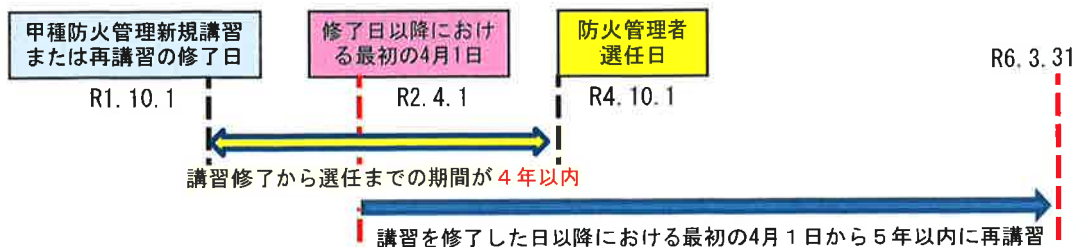
- ※1 裏面網掛け部分
- ※2 裏面網掛け部分以外

## 3 甲種防火管理再講習の受講期限の例

- ① 選任された日から1年以内  
 防火管理者に選任された日の4年前までに、甲種防火管理新規講習または再講習を修了した方



- ② 甲種防火管理講習または再講習を修了した日以降における最初の4月1日から5年以内  
 ①以外の方



## 消防法施行令別表第 1 (抜粋)

特定防火対象物：網掛け字

非特定防火対象物：網掛け字以外

項	用 途
(1)	<input type="checkbox"/> 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 <input type="checkbox"/> 公会堂又は集会場
(2)	<input type="checkbox"/> キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 遊技場又はダンスホール ハ その他これに類するものとして総務省令で定める性風俗関連特殊営業を営む店舗 その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	<input type="checkbox"/> 待合、料理店その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	<input type="checkbox"/> 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)	<input type="checkbox"/> 病院、診療所又は助産所 <input type="checkbox"/> 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉法に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	<input type="checkbox"/> 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	<input type="checkbox"/> 工場又は作業場 <input type="checkbox"/> 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	<input type="checkbox"/> 自動車車庫又は駐車場 <input type="checkbox"/> 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業場
(16)	<input type="checkbox"/> 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの <input type="checkbox"/> イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	地下街
(17)	文化財保護法の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によつて重要美術品として認定された建造物

### 問合せ先

水沢消防署 0197 (24) 7211	前沢分署 0197 (56) 3820
金ヶ崎分署 0197 (44) 2442	胆沢分署 0197 (46) 2441
衣川分署 0197 (52) 3226	
江刺消防署 0197 (35) 8119	江刺東分遣所 0197 (36) 2119